

契 約 書 (案)

新潟県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは県広報紙「県民だより」の新聞折込について、次の条項により委託契約を締結する。

（規格等）

第1条 甲は、契約日から令和9年3月31日まで、次のとおり「県民だより」の新聞折込を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）規格 タブロイド判 4ページ ※県内全域1種類
- （2）折込回数及び折込時期
年4回 折込日については、折込の都度、甲と協議の上、定めるものとする。
- （3）折込新聞 新潟日報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞および日経新聞
- （4）折込料金 1部 当たり 円（うち消費税 円）
- （5）折込地域 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、聖籠町、湯沢町
- （6）折込部数 折込部数については、折込の都度、甲と協議して定めるものとする。
- （7）支払期限 契約金額の支払いは、各号ごとに行うものとし、甲は、新聞折込確認後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。
- （8）契約保証金 契約保証金は 円とする。

（調査報告）

第2条 乙は、前条に規定する各新聞への折込必要部数を的確に把握するため、各新聞の販売部数を定期的に調査し、その都度、結果を甲に報告するものとする。

（契約の解除）

第3条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項に定める場合のほか、乙または乙の下請け業者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号に該当する場合、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき。
- （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3）反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- （5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （6）自ら又は第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき。

3 甲は、前2項の規定により契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することを要しない。また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

4 前項の規定による甲に生じた損害にかかる賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第4条 業務の実施について生じた損害は乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

(協議)

第5条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、契約の内容を変更することができる。

(その他)

第6条 乙は、この契約条項のほか、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）を遵守するものとし、この契約に定めのない事項及び契約の解釈について疑義を生じたときは、甲と協議するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

新潟市中央区新光町4番地1
甲 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世

乙